

郵送での転出届

異動年月日	令和 年 月 日	⇒新住所に住み始めた日 または住み始める予定の日
新しい住所		
方書 (アパート・マンション・部屋号数)	世帯主	
いままでの住所	志免町	
方書 (アパート・マンション・部屋号数)	世帯主	
転出する人		
氏名	生年月日	マイナンバーカードの有無
	大正・昭和 平成・令和 西暦	年 月 日 有・無
	大正・昭和 平成・令和 西暦	年 月 日 有・無
	大正・昭和 平成・令和 西暦	年 月 日 有・無
	大正・昭和 平成・令和 西暦	年 月 日 有・無
	大正・昭和 平成・令和 西暦	年 月 日 有・無
以下の事項を希望する場合、□に✓を記入してください。 <input type="checkbox"/> 特例転出(マイナンバーカードをお持ちの方のみ) ※特例転出を希望される方は必ず、別紙「特例転出について」をご確認ください。		
届出人	住所	
	氏名	(自署の場合は押印不要)
	連絡先 ★平日昼間に連絡が とれる番号を必ず記入 してください	自宅 () 携帯 () 会社 ()

必要書類

郵送での転出届(この用紙)

返信用封筒(切手を貼って返送先・宛名を記入したもの)

※返送先は志免町で住民登録のあった住所、または、転出後については新住所に限ります。

※特例転出を希望された方は不要です。(手続き完了後、電話で連絡いたします。)

届出人の本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証等顔写真付官公署発行の証明書1点の写し

または資格確認書・年金手帳等届出本人が確認できる書類2点の写し

～必要書類が揃っているか、記入漏れがないか再度ご確認ください～
書類に不備があると受付できないことがあります。

特例転出について

特例転出とは、有効期限内のマイナンバーカードを利用して転入手続きを実行できる転出届の特例となります。転出証明書を郵送で受け取る必要がないため、より早く転入手続きをを行うことができます。

○次の場合はマイナンバーカードを利用しての転入手手続き及びマイナンバーカードの継続利用手続きはできませんので、ご注意ください。

- ・転入日（新しい住所に住み始めた日）から14日を過ぎて転入届を行う場合
- ・転出予定日から30日を過ぎて転入届を行う場合

○マイナンバーカードをお持ちの方で特例転出を希望しない場合は、転出証明書を発行します。

○特例転出を希望された方は、転出手続きを完了後に電話で連絡いたします。連絡を受けた後、新住所地の市区町村にマイナンバーカードを持参して転入手続きを実行してください。（マイナンバーカードを持参しない場合、転入手手続きはできません。）

転入手手続きには、マイナンバーカードの暗証番号（数字4ヶタ）の入力が必要となります。

○マイナンバーカードを継続利用する際は、転入届を行った後、90日以内に継続利用の手続きを行ってください。（転入者全員分のマイナンバーカード及び暗証番号入力が必要です。）

また、署名用電子証明書は転出に伴い失効します。発行を希望される場合は、新住所地でマイナンバーカード継続利用後に署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。

マイナンバーカードを申請中の方

マイナンバーカードを申請中の方は、転出手続きをされると、マイナンバーカードの受け取りができなくなります。

マイナンバーカードを希望される場合は、新住所で転入手続きを実行した後、改めて申請をしてください。